

# セキュリティ要件適合評価・認証 及びラベル取得等に関する要求事項

令和7年3月

IPA

JSM-02

独立行政法人情報処理推進機構

目次

第1章 目的.....	1
第2章 用語.....	1
第3章 適合基準・評価手順と適合ラベル取得の関係.....	2
第4章 適合ラベル取得申請前の要求事項.....	3
4.1 使用する言語.....	3
4.2 遵守すべき事項.....	3
4.3 適合ラベル取得申請に関する最新情報の入手.....	3
4.4 適合ラベル取得申請の準備.....	3
第5章 適合ラベル取得申請時の要求事項.....	3
5.1 適合ラベル取得要求事項への同意.....	4
5.2 適合ラベル取得申請に必要な書類の提出.....	4
5.3 申請手数料.....	4
第6章 適合ラベル取得時の要求事項.....	4
6.1 自己適合宣言による適合ラベル申請・取得.....	4
6.2 適合評価・認証による適合ラベル申請・取得.....	5
6.3 申請中の申請書記載事項変更.....	5
6.4 申請中案件の申請取下げ.....	5
6.5 申請中案件の公開.....	5
第7章 適合ラベルの利用に関する要求事項.....	5
第8章 適合ラベル取得後の手続きに関する要求事項.....	6
8.1 製品情報等の記載事項の変更.....	6
8.2 セキュリティ情報の記載事項の更新・記載.....	7
8.3 製品型番の追加.....	7

## セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する要求事項

制定 令和7年3月11日 2024 情セ技第192号

### 第1章 目的

「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する要求事項」(以下「**本要求事項**」という。)は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「**機構**」という。)が認証機関として実施するセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(以下「**本制度**」という。)において、適合ラベルの取得申請等を行う申請者が遵守しなければならない事項を定めることを目的とします。

なお、適合ラベル取得申請等に関する手続については、「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得申請等のための手引 (JSM-02-A)」(以下「**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)**」という。)に詳細を定めます。

### 第2章 用語

本要求事項で使用する用語は、次に定めるほか「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の基本規程 (JSS-01)」(以下「**制度基本規程 (JSS-01)**」という。)において使用される用語の例によります。

#### IoT 製品ベンダー：

適合ラベルを取得する対象となる IoT 製品を自社ブランドとして製造する事業者のことをいう。自社工場で製造するほか、製造工程の一部又はすべてを外部に委託して製造する場合も含む。

#### 申請者：

適合ラベル取得申請等を行う IoT 製品ベンダーのこと。

#### 申請代行者：

適合ラベル取得申請等の手続において、申請者である IoT 製品ベンダーから申請代行委任を受けた者のこと。

#### チェックリスト：

申請者が、適合ラベルを取得しようとする IoT 製品に対して、自らの責任において適合基準等に従って適合評価を実施し、選択する適合性評価レベルに対応するセキュリティ要件に適合していることを表明するために作成する文書のこと。

#### 証跡：

チェックリストで表明した内容を裏付けるための文書類や評価報告書、実機テスト結果報告書等のこと。

#### サポート：

脆弱性や製品不具合等への是正対応のために、アップデートファイルを提供したり、製品交換（リコール）などを実施したりすること。

**申請受領：**

ある申請に対して、申請者から提出された申請書類一式を受け取ったこと。ただし、当該申請が受け付けられたことを意味しないことに留意されたい。

**申請受理：**

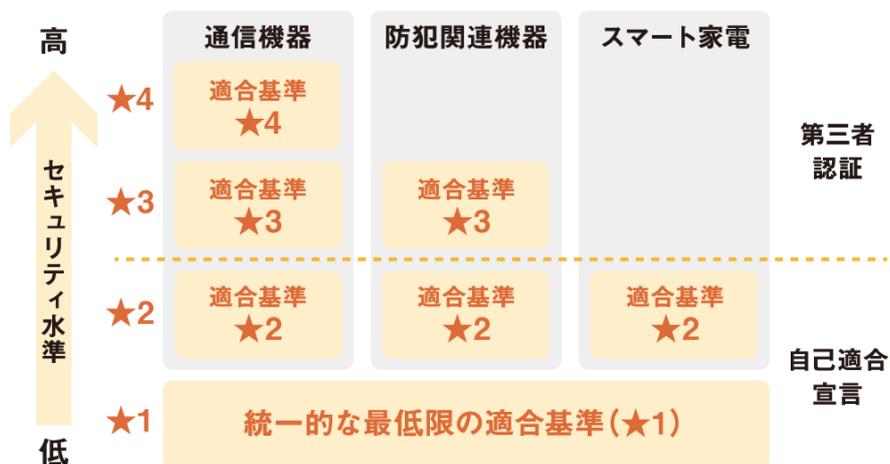
ある申請に対して、申請者から提出された申請書類一式の内容に問題がないことが確認され、当該申請が受け付けられたこと。

**第3章 適合基準・評価手順と適合ラベル取得の関係**

本制度では、求められるセキュリティ水準に応じたセキュリティ技術要件の違いにより4段階（以下「レベル」という。）の適合基準（★1、★2、★3及び★4）があり、レベルが上がるほど高度なセキュリティ要件となります。具体的には、★1は、IoT製品に共通する最低限の脅威に対応するための適合基準で、どのIoT製品であっても同じ適合基準になります。★2以上は、製品カテゴリ（製品類型）ごとの特徴に応じた適合基準となっており、特に★3と★4は政府機関や重要インフラ事業者、地方公共団体、大企業等の重要なシステムでの利用を想定した適合基準と位置づけられています。これらは、適合ラベルを取得しようとするIoT製品が該当する製品カテゴリ（製品類型）の適合基準を使う必要があります。適合ラベルは、選択した適合基準を満たしているかどうかをその適合基準に対応する評価手順及び評価ガイドに従って適合評価し、当該適合基準を満たしていると評価されたことを示す目印となるものです。選択した適合基準のレベルに応じて、★一つから★四つのいずれかが表示されます。

なお、自己適合宣言による適合ラベルは、★1又は★2での適合基準・評価手順に従って申請者が自ら行った適合評価の結果を記載したチェックリストに基づき、機構が交付します。また、適合評価・認証による適合ラベルは、★3又は★4での適合基準・評価手順に従って第三者の評価機関による適合評価の実施及び機構による認証に基づき、機構が交付します。

**製品カテゴリごとの適合基準**



## 第4章 適合ラベル取得申請前の要求事項

申請者は、適合ラベル取得申請を行う前に、次に掲げる要求事項について理解し、必要な準備を行わなければなりません。

### 4.1 使用する言語

本制度で使用する言語は、特に指定がない限り、日本語を原則とし、英語を従とします。やむを得ない場合は、英語による申請書類の作成及び機構とのメール連絡は可としますが、機構とのオンライン連絡（電話やオンライン会議等）にあたっては日本語での問合せ対応ができる体制を整えてください。なお、日本語又は英語以外の使用は許可されません。また、法人格を証明する書類等の原文が日本語又は英語のいずれでもない場合は、原文に加えて、日本語訳又は英語訳を提出しなければなりません。

### 4.2 遵守すべき事項

申請者は、適合ラベル取得申請から適合ラベル取得後も含め、制度基本規程 (JSS-01) 及び本要求事項を遵守しなければなりません。

### 4.3 適合ラベル取得申請に関する最新情報の入手

申請者は、適合ラベル取得申請の手続を行うために必要な最新の情報（本制度に関する規程、要求事項、申請手続き、適合基準・評価手順、ガイダンス等）を、機構の Web サイトから取得しなければなりません。

最新の情報に従っていない申請の場合、申請が受領されないことがあります。

### 4.4 適合ラベル取得申請の準備

申請者は、適合ラベル取得申請にあたり、以下のものを作成／準備しなければなりません。

#### (1) 申請書等

必要な事項を記載した申請書の作成。必要に応じて、補足資料の作成／準備する。

#### (2) 自己適合宣言による適合ラベル (★1、★2) の申請の場合

##### ① チェックリスト

適合ラベルを取得する IoT 製品に対して、決定したレベルに対応する適合基準・評価手順に従って自らが適合評価を行ってチェックリストを作成する。

##### ② 証跡

サーベイランス等の際にチェックリストの記載内容の妥当性の根拠説明ができるようにするための証跡を作成・保管する。

#### (3) 適合評価・認証による適合ラベル (★3、★4) の申請の場合

##### ① 適合評価用提供物件

評価機関に提供する適合評価用提供物件を準備する。

## 第5章 適合ラベル取得申請時の要求事項

申請者は、適合ラベル取得申請を行うにあたり、次に掲げる要求事項について理解しなければなりません。

### 5.1 適合ラベル取得要求事項への同意

申請者は、適合ラベル取得を申請するにあたり、以下の要求事項への同意が必要です。同意がない場合、申請者からの適合ラベル取得申請はできません。同意事項の詳細については、**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)** で定めます。

- (1) 秘密保持規程への同意
- (2) 適合ラベルの有効期間内のサポート
- (3) 証跡の保管（ただし、★1 又は★2 に限る。）
- (4) サイバーセキュリティに関連する国内法令等の規準への遵守
- (5) 本制度の信頼性を確保するために実施するサーベイランスへの協力
- (6) 評価機関によるサイト訪問への協力（ただし、★3 又は★4 に限る。）

### 5.2 適合ラベル取得申請に必要な書類の提出

申請者は、適合ラベル発行申請書及び必要な添付書類（**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)** に定める書類）を機構に提出しなければなりません。

### 5.3 申請手数料

申請者は、申請受付受理書兼申請手数料通知書（様式 2-4）に記載された機構が定める申請手数料（「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の認証機関及びラベル発行機関の組織及び業務運営に関する規程 (JSM-01)」以下「業務運営規程 (JSM-01)」という。）別表に記載された額を原則とする）を支払わなければなりません。適合ラベルは、申請手数料の支払いが確認された後に交付されます。

また、本要求事項の各項目において一旦支払われた申請手数料は、事由にかかわらず、一切返金されません。

## 第 6 章 適合ラベル取得時の要求事項

申請者に対して、適合ラベル取得を申請するにあたり、以下に掲げる手続きを理解し、必要な手続きを行わなければなりません。すなわち、申請者が正しく手続きを行わない場合、適合ラベル取得申請は却下されます。

各節の詳細な手続きについては、**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)** で定めます。

### 6.1 自己適合宣言による適合ラベル申請・取得

- (1) 申請者は、★1 又は★2 についての適合基準及び評価手順に従って自らが適合評価を行い、チェックリストを作成します。
- (2) 申請者は、申請に必要な書類（**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)** に定める書類）を揃えて、機構に適合ラベルの発行申請を行います。
- (3) 機構から申請受付受理書兼申請手数料通知書が来たら、申請者は当該通知書に記載された額の申請手数料を機構に支払います。なお、申請受理不可と判断された場合には、当該申請は却下され、手続きは終了します。
- (4) 申請手数料の支払いが確認されると、適合ラベルが申請者に交付されます。申請者は、交付された適合ラベルを自らの責任で管理してください。
- (5) 申請者は、機構が管理する Web サイトの製品情報ページに掲載された内容に誤り等がないことを確認してください。

## 6.2 適合評価・認証による適合ラベル申請・取得

- (1) 申請者は、★3 又は★4 についての適合基準及び評価手順に従って適合評価を実施する評価機関を選定します。
- (2) 申請者は、申請に必要な書類（ラベル取得申請手引 (JSM-02-A) に定める書類）を揃えて、機構に適合ラベルの発行申請を行います。
- (3) 機構から申請受付受理書兼申請手数料通知書が来たら、申請者は当該通知書に記載された額の申請手数料を機構に支払います。なお、申請受理不可と判断された場合には、当該申請は却下され、手続きは終了します。
- (4) 申請者からの要望により、「適合評価・認証用秘密保持契約書（申請者用）」（様式 1-1）を追加で締結することができます。
- (5) 申請者は、申請受付受理書兼申請手数料通知書の写しと適合評価用提供物件を揃えて、評価機関に適合評価を依頼します。また、評価機関が発行する「評価機関評価業務適格性チェックリスト」（様式 1-5）を機構に提出します。
- (6) 申請者は、評価機関が発行した所見報告書に記載された問題の解決を速やかに図ってください。
- (7) 申請者は、認証作業に関連して、機構から会合要請があった場合、遅滞なく対応してください。
- (8) 認証作業が終了すると、適合ラベルが申請者に交付されます。申請者は、交付された適合ラベルを自らの責任で管理してください。
- (9) 申請者は、機構が管理する Web サイトの製品情報ページに掲載された内容に誤り等がないことを確認してください。

## 6.3 申請中の申請書記載事項変更

- (1) 申請者は、申請書の記載事項に訂正や変更が必要となった場合は、「申請書記載事項訂正願」（様式 2-6）を機構に提出してください。ただし、適合ラベル申請・交付の手続き状況によっては、訂正願が受理されない場合があります。
- (2) 申請者は、申請書以外の提出した添付書類を訂正又は変更する場合は、変更内容一覧表（書式は自由）と、当該書類の差替えや改訂版を添付して、申請書記載事項訂正願を機構に提出してください。

## 6.4 申請中案件の申請取下げ

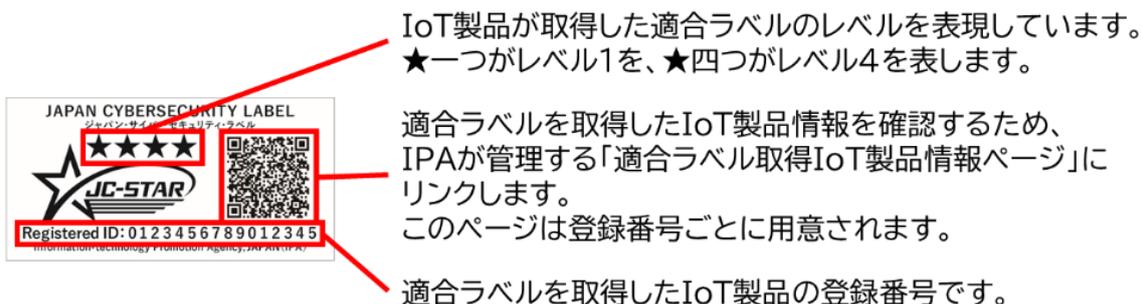
申請者は、申請取下げ手続を行う場合は、「申請・適合ラベル取下げ届」を機構に提出してください。

## 6.5 申請中案件の公開

申請者は、申請中案件について IPA が管理する Web サイト内の「認証中の申請案件リスト」への掲載を希望する場合は、「認証中の申請案件掲載依頼書」に必要事項を記載し機構に提出してください。

## 第 7 章 適合ラベルの利用に関する要求事項

「適合ラベル」の利用に関する独占的な権利は機構が保有します。適合ラベルは、以下に掲げるものであり、本制度の条件に従って発行されたことを示すものです。



### 適合ラベル

申請者は、適合ラベルの利用にあたって、以下の要求事項を遵守しなければなりません。申請者が当該要求事項を遵守できていないと認められる場合、機構は適合ラベルの付与を取消す場合があります。

- (1) 申請者は、適合ラベルが交付された IoT 製品に対してのみ、当該適合ラベル取得を主張できるものとします。
- (2) 適合ラベルは、**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)** が定める利用条件の下で使用することができます。なお、適合ラベルの強制表示義務はありません。

## 第 8 章 適合ラベル取得後の手続きに関する要求事項

### 8.1 製品情報等の記載事項の変更

- (1) 申請者は、以下に該当するいずれかの記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく「製品情報等記載事項変更・報告届」(様式 2-9) を機構に提出しなければなりません。詳細な手続きについては、**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)** で定めます。

なお、「製品情報等記載事項変更・報告届」は、適合ラベルが失効又は付与が取消された場合であっても、提出することができます。

- 申請者 (担当者) の連絡先情報
  - 申請代行者 (担当者) の連絡先情報
  - 製品の主な利用者
  - 製品類型
  - 製品名称
  - サポート期間
  - 製品概要
  - 製品 URL
  - 問合せ窓口
  - 脆弱性届出窓口
  - 脆弱性開示ポリシー URL
- (2) (1)に該当する記載事項のいずれかに変更があることを機構が認識したにもかかわらず、申請者から「製品情報等記載事項変更・報告届」の提出がない場合、機構は本変更・報告届を提出するよう指導します。機構からの指導を受けた場合は、申請者は速やかに本変更・報告届を提出してください。なお、申請者がその指導に従わない場合、適合ラベルの付与取消し対象となる場合もありますので留意してください。

## 8.2 セキュリティ情報の記載事項の更新・記載

- (1) 申請者は、以下のいずれかの記載事項に該当する事象が生じた場合は、遅滞なく「セキュリティ情報記載事項更新・報告届」(様式 2-10) を機構に提出しなければなりません。詳細な手続きについては、**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)** で定めます。なお、「セキュリティ情報記載事項更新・報告届」は、適合ラベルが失効又は付与が取消された場合であっても、提出することができます。
  - サポート対象のファームウェアがアップデートされた場合 (脆弱性対応済ファームウェア情報)
  - 機構が管理する Web サイトの製品情報ページを通じて周知したいセキュリティ情報がある場合
  - 適合ラベル取得製品の脆弱性関連情報を発見又は取得した場合 (脆弱性情報)
- (2) (1)に該当するいずれかの事象が生じていることを機構が認識したにもかかわらず、申請者から「セキュリティ情報記載事項更新・報告届」の提出がない場合、機構は本更新・報告届を提出するよう指導します。機構からの指導を受けた場合は、申請者は速やかに本更新・報告届を提出してください。なお、申請者がその指導に従わない場合、適合ラベルの付与取消し対象となる場合もありますので留意してください。
- (3) (1)において脆弱性情報が報告された場合、当該脆弱性情報の深刻度によっては、サービスの対象となる場合があります。申請者は、機構からサービス実施の通知を受領した場合、サービスに協力しなければなりません。

## 8.3 製品型番の追加

- (1) 機構が管理する Web サイトの製品情報ページの製品型番情報に記載されている製品型番の製品に対してのみ適合ラベルを利用することができます。同一のファームウェアを利用する同種製品であっても、その製品型番が製品型番情報に記載されていない場合には当該適合ラベルは利用できません。必ず、製品型番の追加手続きを行った後に利用してください。
- (2) 申請者は、適合ラベルが交付された製品で利用されているファームウェアと同じものを使う製品の型番追加を希望する場合、「製品型番追加届」(様式 2-11) を機構に提出する必要があります。詳細な手続きについては、**ラベル取得申請手引 (JSM-02-A)** で定めます。なお、「製品型番追加届」は、当該適合ラベルの有効期間内に限って提出することができます。
- (3) 機構が管理する Web サイトの製品情報ページに記載されている製品型番以外の製品に適合ラベルが利用されていることを機構が認識したにもかかわらず、申請者から「製品型番追加届」の提出がない場合、機構は本追加届を提出するよう指導します。機構からの指導を受けた場合は、申請者は速やかに本追加届を提出してください。なお、申請者がその指導に従わない場合、適合ラベルの付与取消し対象となる場合もありますので留意してください。
- (4) 機構が管理する Web サイトの製品情報ページの製品型番情報に記載されている製品型番は一切削除することはできません。一部であれ、製品型番の削除を希望する場合、当該適合ラベルの自主取下げを行ってください。また、必要に応じて、適合ラベルを取り直してください。

附 則 (令和7年3月11日 2024情セ技第192号)  
この要求事項は、令和7年3月11日から施行する